
相続登記の義務化・遺産分割等に関する認知度等調査 調査結果の概要

令和4年9月
法務省民事局



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

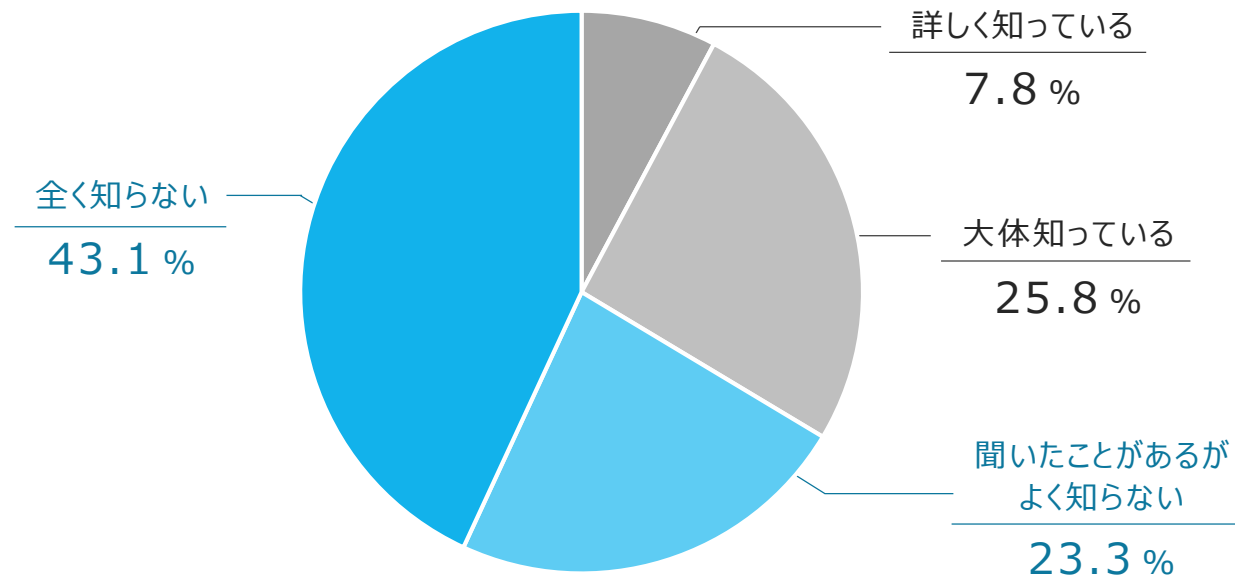
調査の概要

- 調査対象：本人、配偶者又は親が不動産を所有している20代以上の成人男女
1,200人（20代から70代以上まで。各世代で200人ずつ）
- 調査方法：モニター登録を用いたwebアンケートにより実施
- 調査実施時期：令和4年7月26日から同月31日まで

〈新制度の認知度①〉

相続登記の義務化を「よく知らない」「全く知らない」と答えた人は、約 **66%**

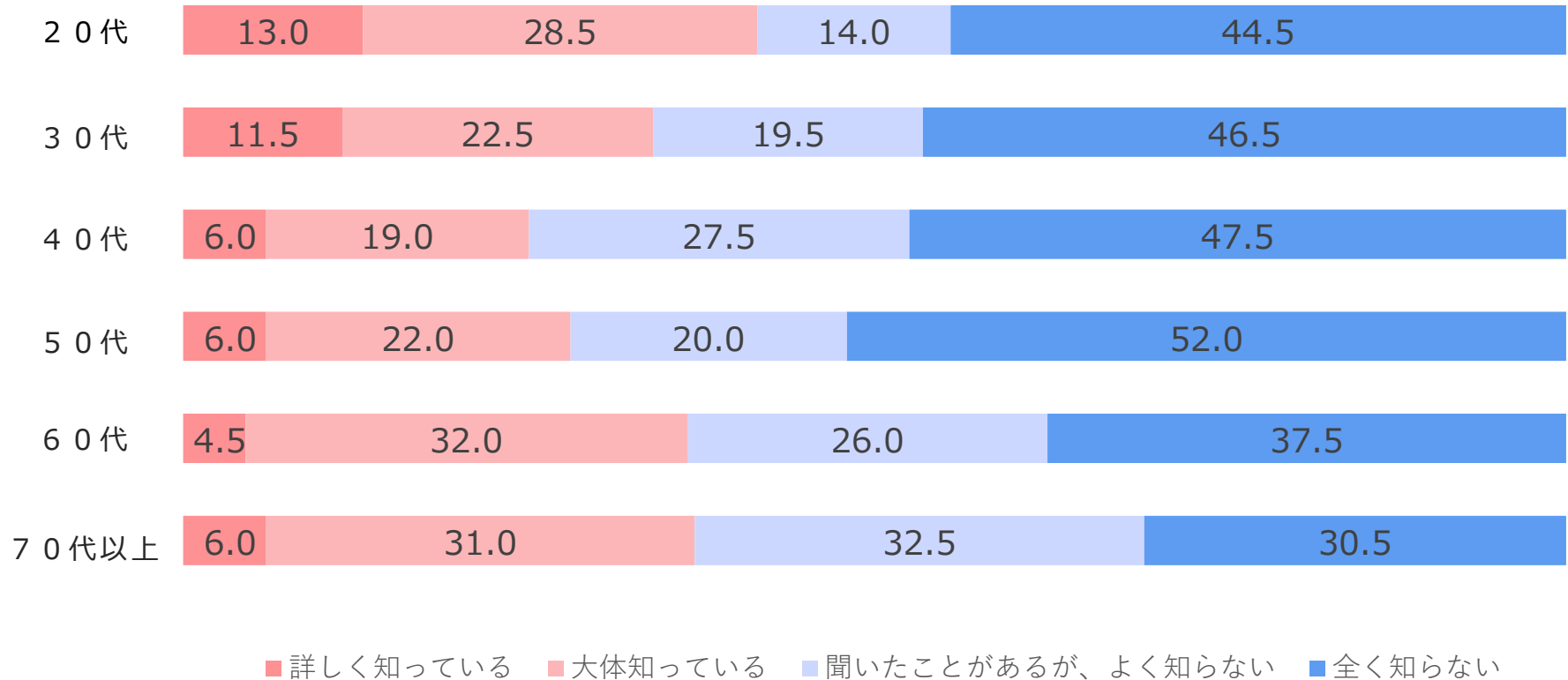
Q 1 令和6年4月から、不動産を相続した場合には登記申請をすることが、法律上の義務になることを知っていますか。



〈新制度の認知度②〉

相続登記義務化を「詳しく知っている」「大体知っている」と答えた人は、**20代が最も多い**
逆に、「聞いたことがあるが、よく知らない」「全く知らない」と答えた人は、**40代が最も多い**

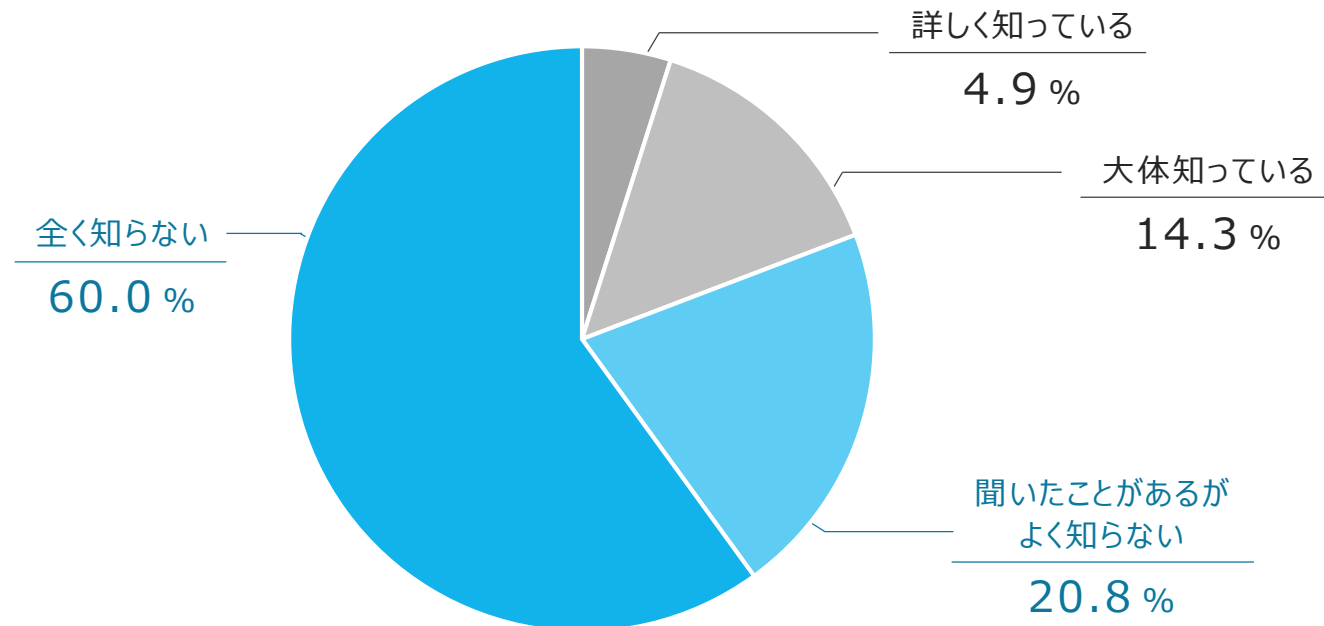
Q 1 令和6年4月から、不動産を相続した場合には登記申請をすることが、法律上の義務になることを知っていますか。



〈新制度の認知度③〉

相続人申告登記を「よく知らない」「全く知らない」と答えた人は、約 **81%**

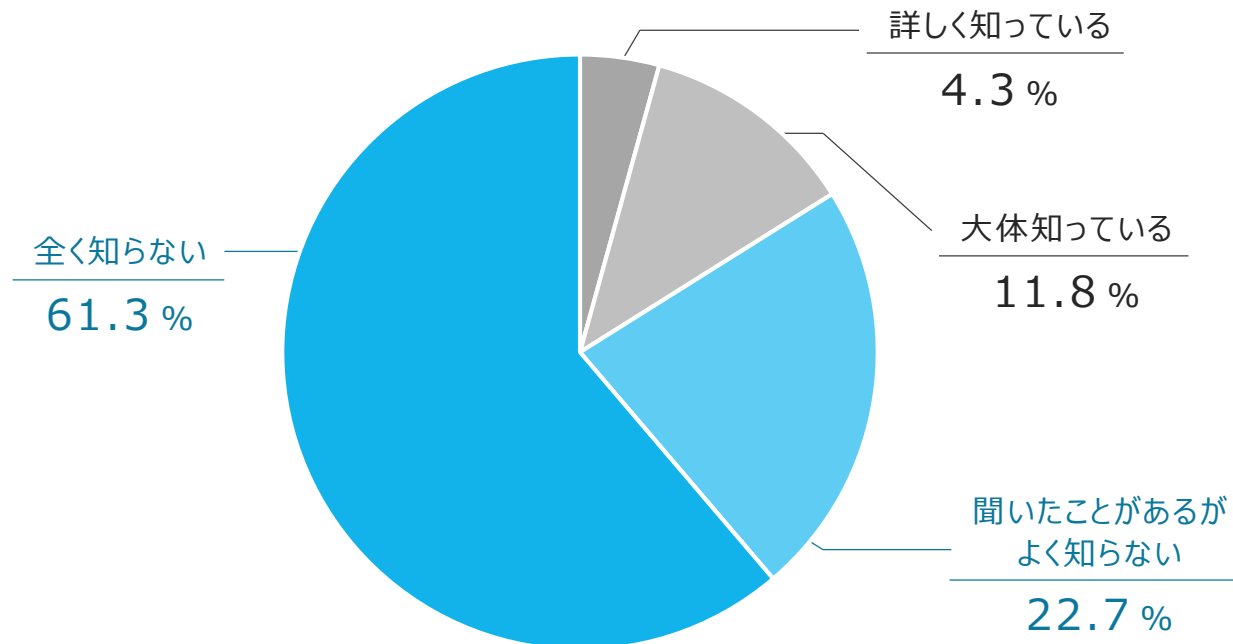
Q 2 相続した不動産の登記申請が義務化されるに伴い、負担の軽い「相続人申告登記」という新しい登記手続が導入されることを知っていますか。



〈新制度の認知度④〉

相続土地国庫帰属制度を「よく知らない」「全く知らない」と答えた人は、約 **84%**

Q 3 令和5年4月から、相続した土地のうち不要なものを、一定の条件を満たせば、国庫に帰属させることができる制度が始まることを知っていますか。

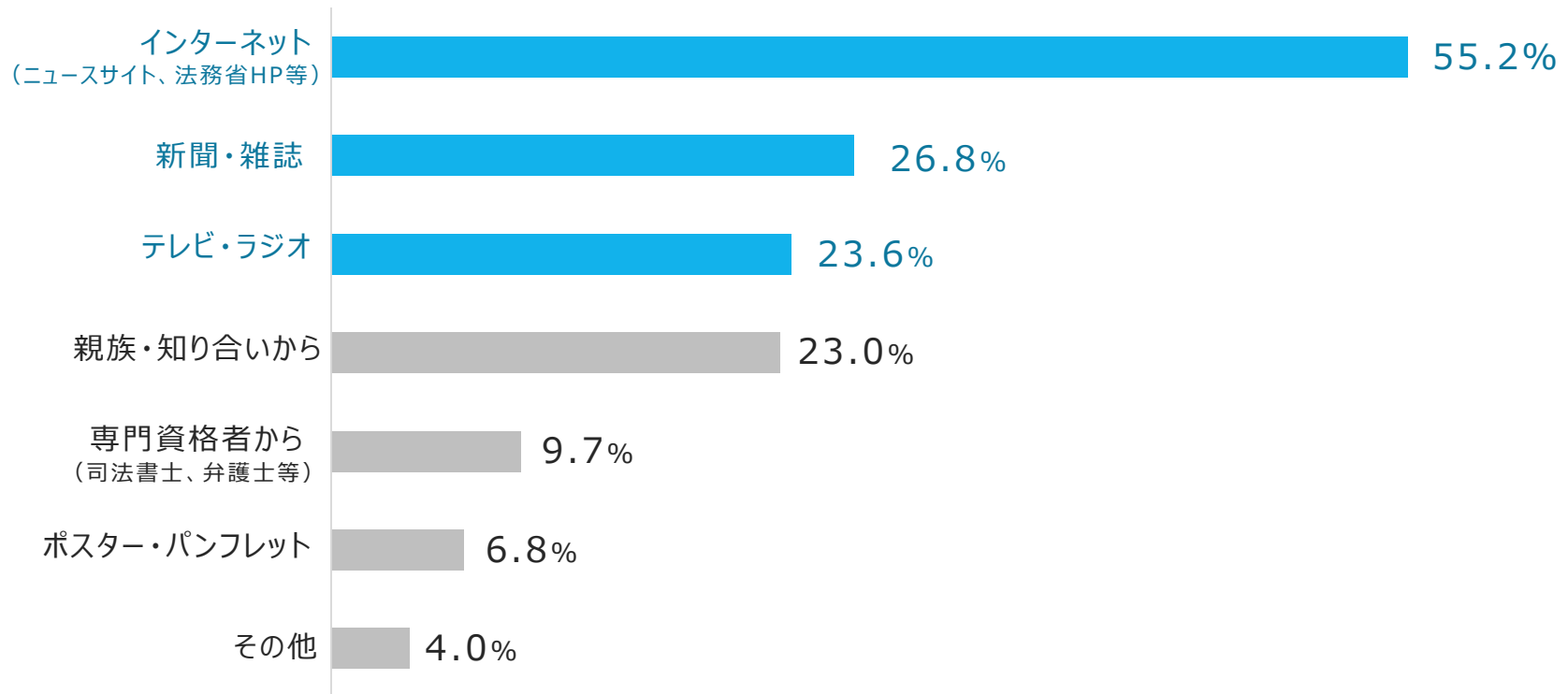


〈新制度の認知度⑤〉

相続登記の義務化、相続土地国庫帰属等の新制度を **知った方法** は
「インターネット」「雑誌・新聞」「テレビ・ラジオ」の順に多い

Q 5 (Q 1 ~ 3 で「知っている」「聞いたことがある」と答えた人に対して、) どのような方法で知りましたか。

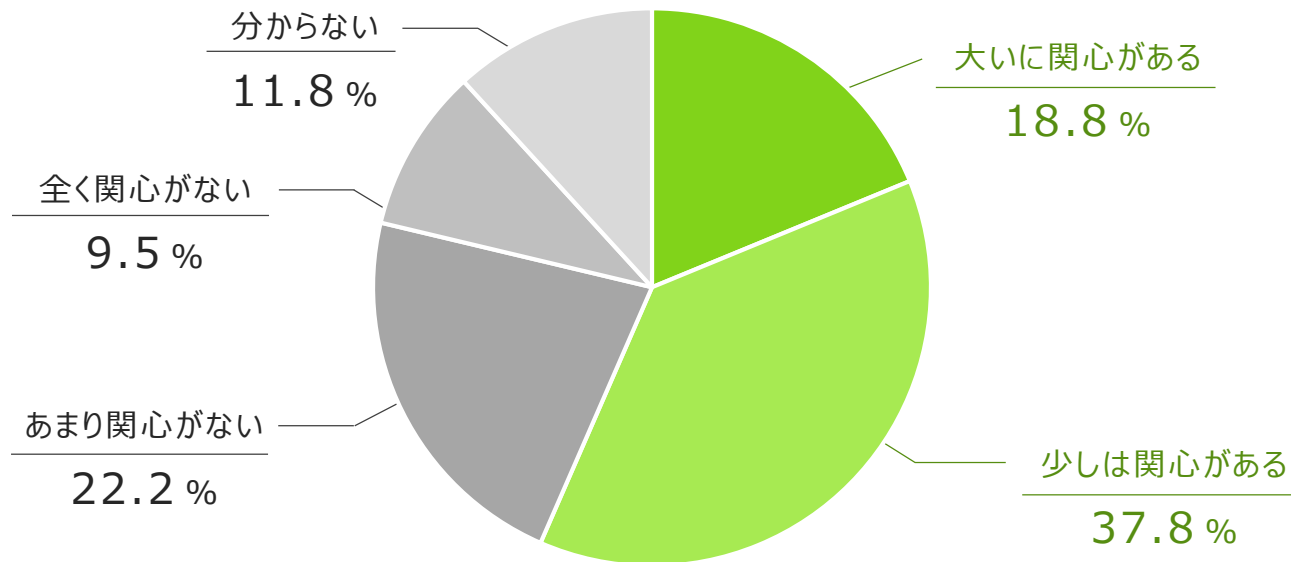
<複数回答可>



〈新制度への関心①〉

不動産登記制度が変わることについて「大いに関心がある」「少しは関心がある」と答えた人は、約 **56%**

Q 6 相続登記の義務化など、不動産の登記手続に関する制度が大きく変わることにより、どの程度関心がありますか。

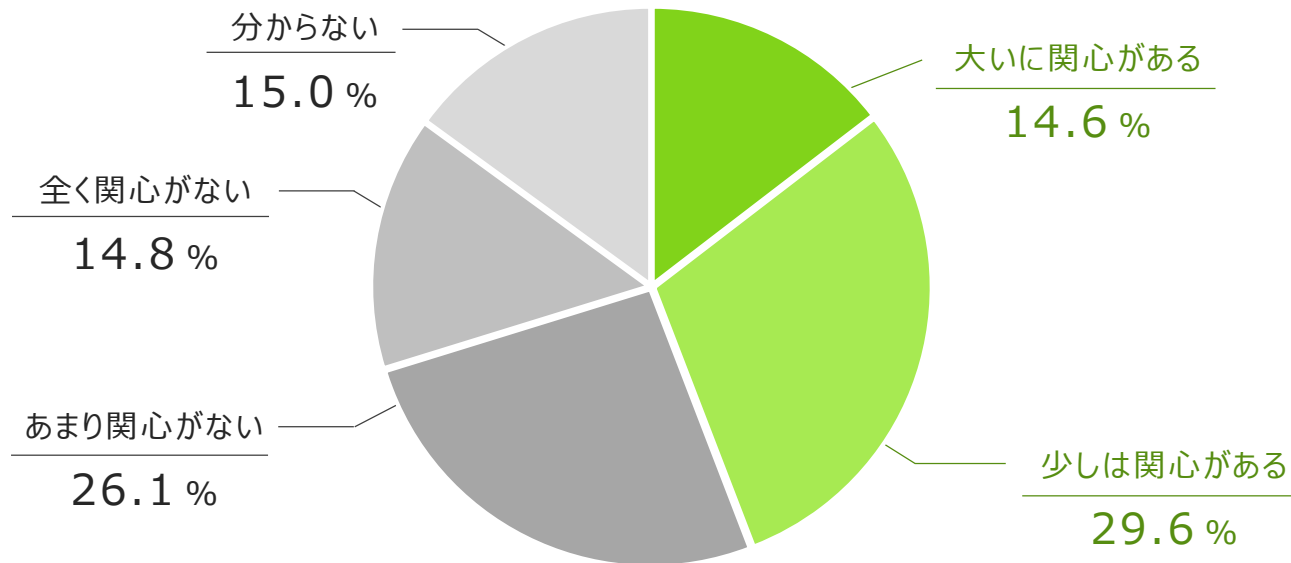


〈新制度への関心②〉

相続土地国庫帰属制度について「大いに関心がある」「少しは関心がある」

と答えた人は、約 **44%**

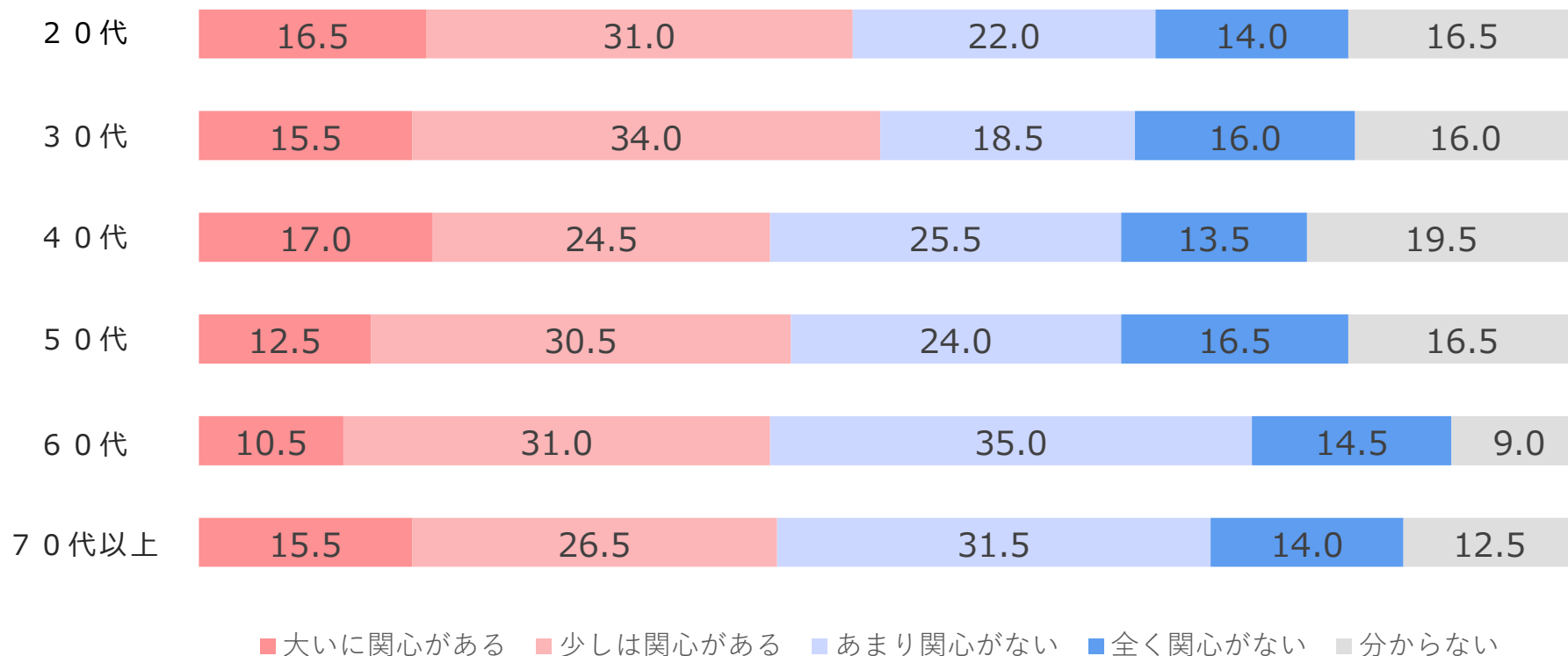
Q 4 相続した土地のうち不要なものを、一定の条件を満たせば、国庫に帰属させることができる制度が始まることについて、どの程度関心がありますか。



〈新制度への関心③〉

相続土地国庫帰属制度について「大いに関心がある」「少しは関心がある」と答えた人は**30代が最も多い**
いずれの世代も**4割以上**が「大いに関心がある」「少しは関心がある」と回答。

Q 4 相続した土地のうち不要なものを、一定の条件を満たせば、国庫に帰属させることができる制度が始まることについて、どの程度関心がありますか。

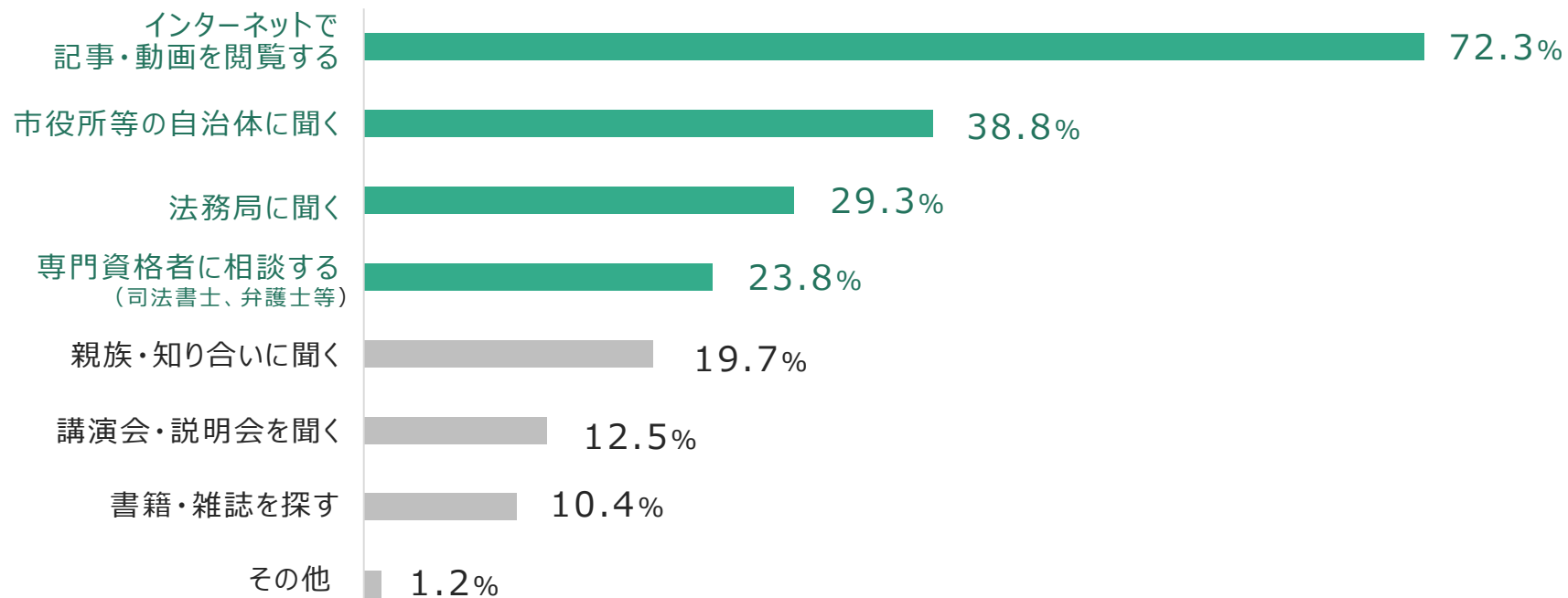


〈手続へのアクセス方法①〉

不動産登記の**新制度に関する情報**の入手方法について

「**インターネットを閲覧する**」「**役所に聞く**」「**資格者に相談する**」の順に**多い**

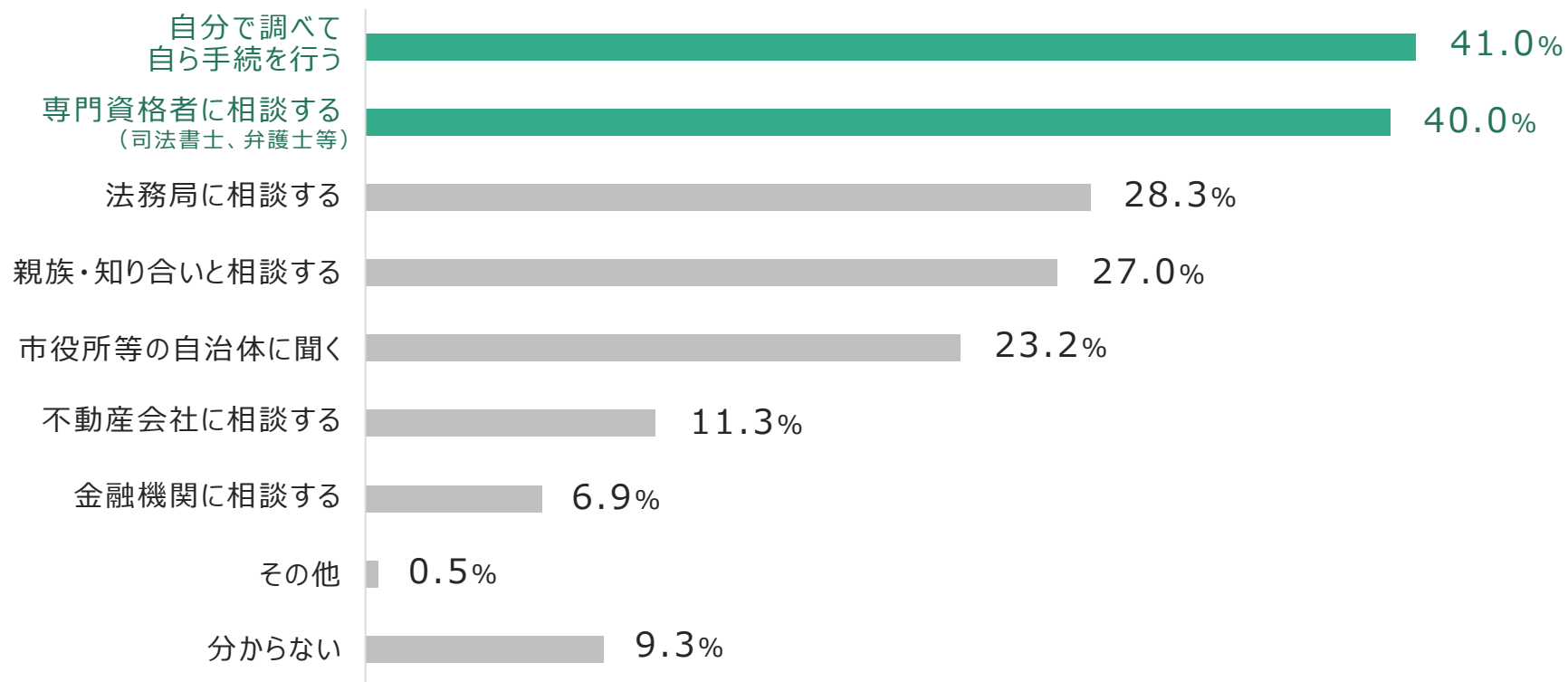
Q 7 相続登記の義務化など、不動産の登記手続に関する新しい制度の内容について、どのような方法で
知りたいですか。 〈複数回答可〉



〈手続へのアクセス方法②〉

今後、相続登記の手続をすることとなった場合の対応について
「自ら手続を行う」「資格者に相談する」との回答が多い

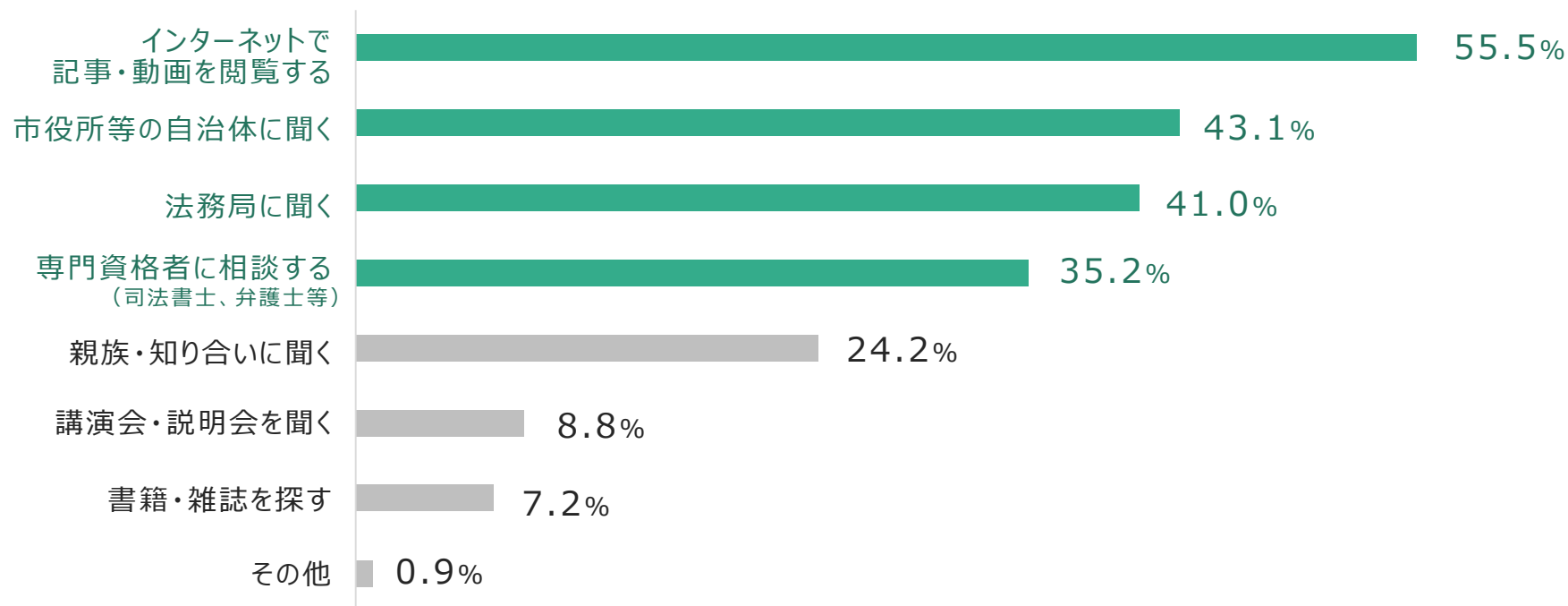
Q 8 今後、あなたが相続した不動産の相続登記の手続をすることになった場合、どのように対応すると思いますか。
<複数回答可>



〈手順へのアクセス方法③〉

今後、自分が相続登記をする場合の情報入手方法について
「インターネットを閲覧する」「役所に聞く」「専門資格者に相談する」の順に多い

Q 9 今後、あなたが相続した不動産の相続登記の手続をすることになった場合、どのような方法で、登記
手続や必要書類などの情報を入手すると思いますか。 <複数回答可>

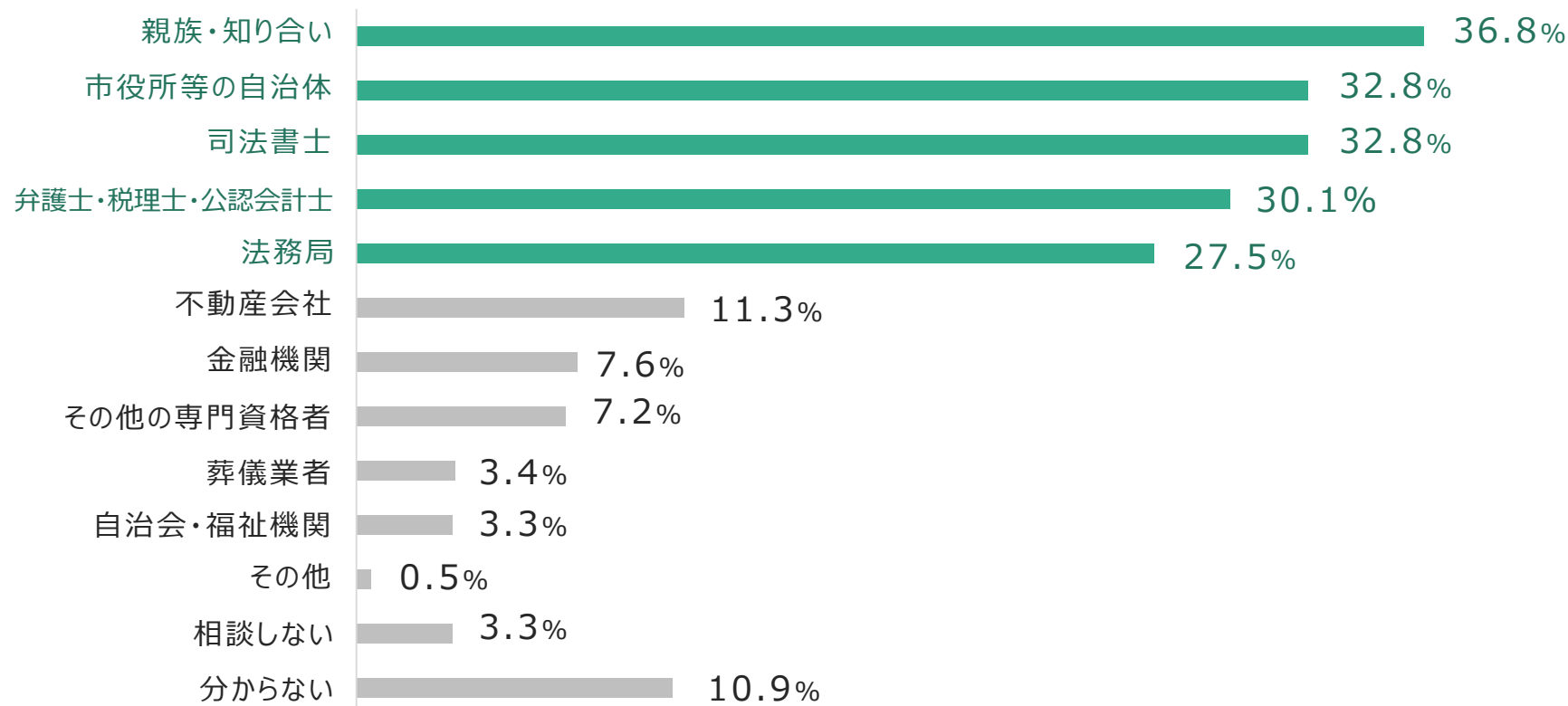


〈手続へのアクセス方法④〉

今後、自分が相続手続全般をする場合の相談先について「親族・知り合い」と答えた人が**最も多い**次いで、「自治体」「司法書士」「弁護士・税理士・公認会計士」「法務局」等となっている

Q10 今後、あなたが相続することになった場合、様々な相続の問題について、誰に相談すると思いますか。

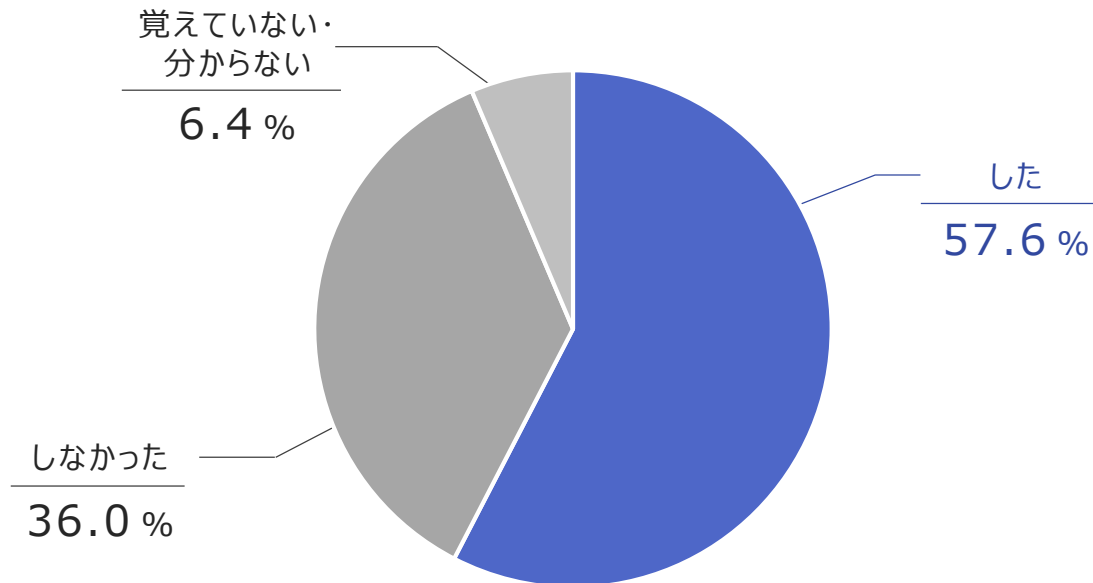
〈複数回答可〉



〈遺産分割の実態①〉

これまでに経験した相続の際、遺産分割を行った人は、約 **58%**

Q12 (アンケート対象者で「相続を経験したことがある」と答えた人のうち) 相続をした際に、相続人の間で、遺産分割を
しましたか。

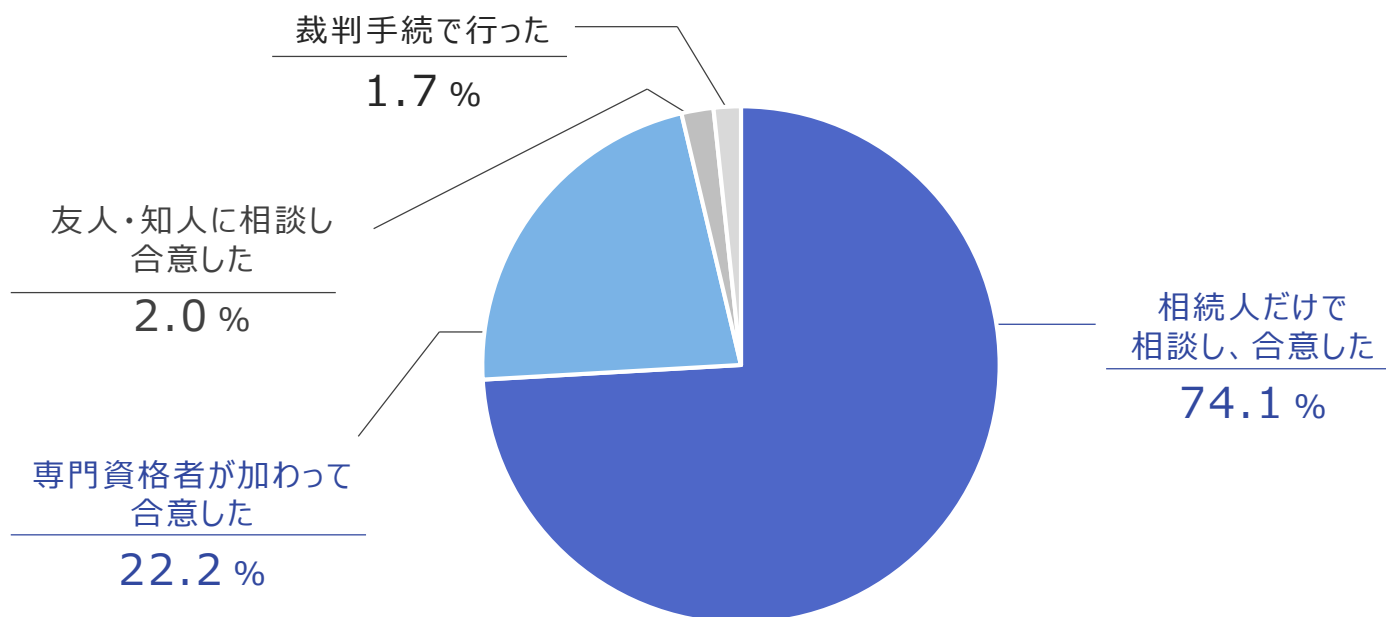


〈遺産分割の実態②〉

遺産分割の際、**相続人だけで遺産分割を行った**人は、約 **74%**

専門家が加わった合意は、約 **22%**

Q13 (Q12で「遺産分割をした」と答えた人に対して、) どのような方法で、遺産分割を行いましたか。



〈遺産分割の実態③〉

遺産分割をしなかった理由は、「**財産はあったが、必要性を感じなかった**」が、約 **35%**
「**遺言があり、必要がなかった**」は、約 **13%**

Q14 (Q12で「遺産分割をしなかった」と答えた人に対して、) 遺産分割を行わなかったのは、なぜですか。

